

令和3年9月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

## 9月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和3年7月分) . . . . .	2
2. 「秋の全国交通安全運動」の実施について . . . . .	6
3. 「標準的な運賃」活用セミナー(応用編)開催について . . . . .	10
4. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領 . . . . .	12
5. 大型自動車の重点点検の実施要領 . . . . .	15
6. 「引越基本・管理者講習」開催のご案内 . . . . .	22
7. 人材確保セミナーのご案内 . . . . .	29
8. 乗務員講習会のご案内 . . . . .	30
9. 事故防止対策支援推進事業(国土交通省) . . . . .	37
・ASV技術の安全効果について	
・デジタル式運行記録計/ドライブレコーダー導入に対する補助制度	
・過労運転防止のための機器導入に対する補助制度	
・社内安全教育の実施に対する補助制度	
10. 全国労働衛生週間実施要綱 . . . . .	45
11. 働き方改革説明会(厚労省委託事業)日程表について . . . . .	54
12. 8月以降における熱中症予防対策の徹底について . . . . .	56
13. 陸災防香川県支部の皆様へ . . . . .	58
14. 会員名簿の変更について . . . . .	59

※燃料ニュースは広報誌「香川 ニュー物流」に掲載しております。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について  
 (令和3年7月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

**令和3年7月の運賃指数の概要**

1. 令和3年7月の運賃指数は、前月比8ポイント増、前年同月比3ポイント増の116であった。
2. 7月末現在の求車登録件数は104,793と前年同月比48,813増(87.2%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,225
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	91,707

※令和3年度は7月末現在

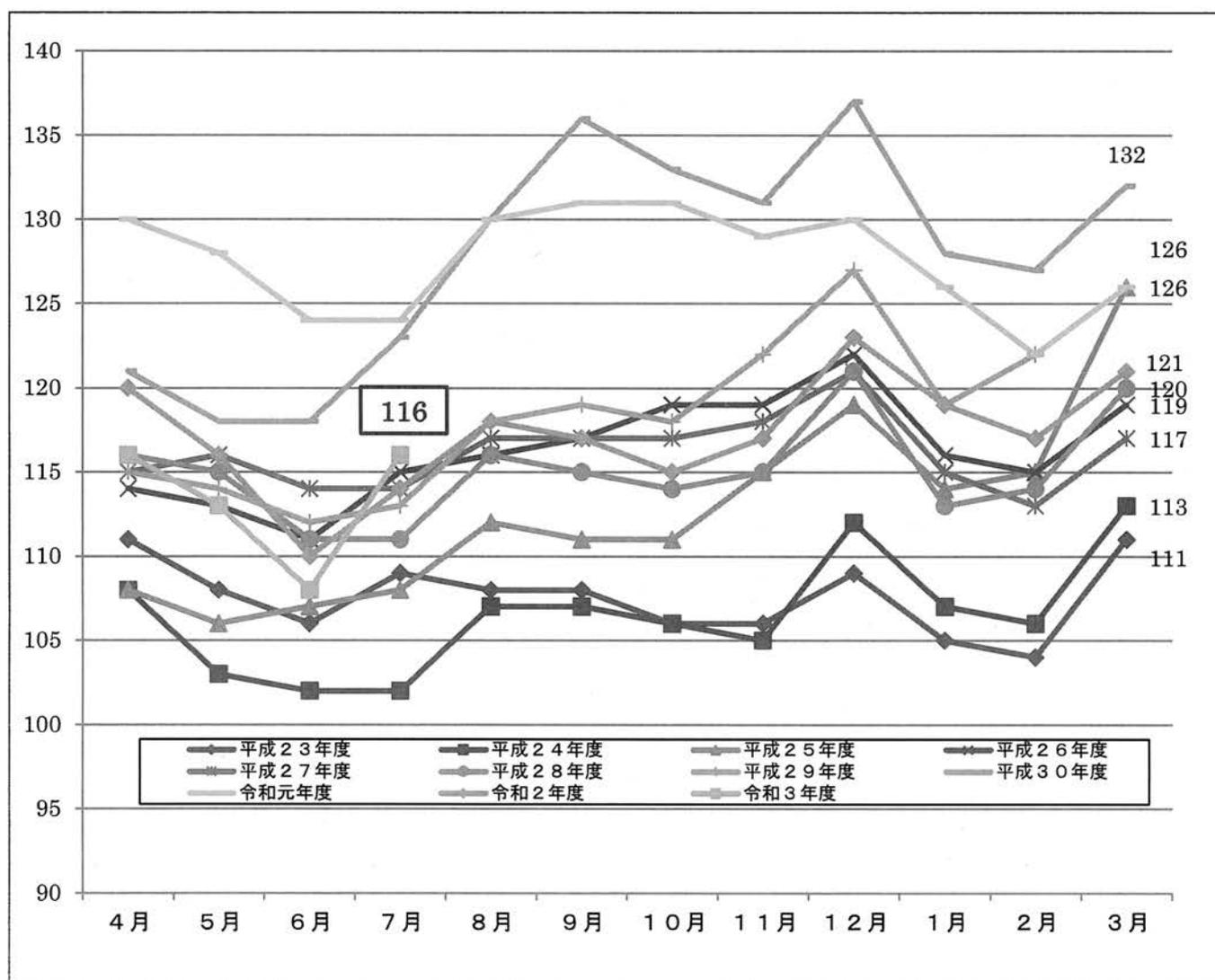
2. 荷物情報(求車)件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録 件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	318,665

荷物情報(求車)	令和3年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	104,793	48,813	+87.2%	43,292	+70.4%
成約件数	22,338	2,058	+10.1%	-798	-3.4%
成約率	21.3%	-14.9ポイント	—	-16.3ポイント	—

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

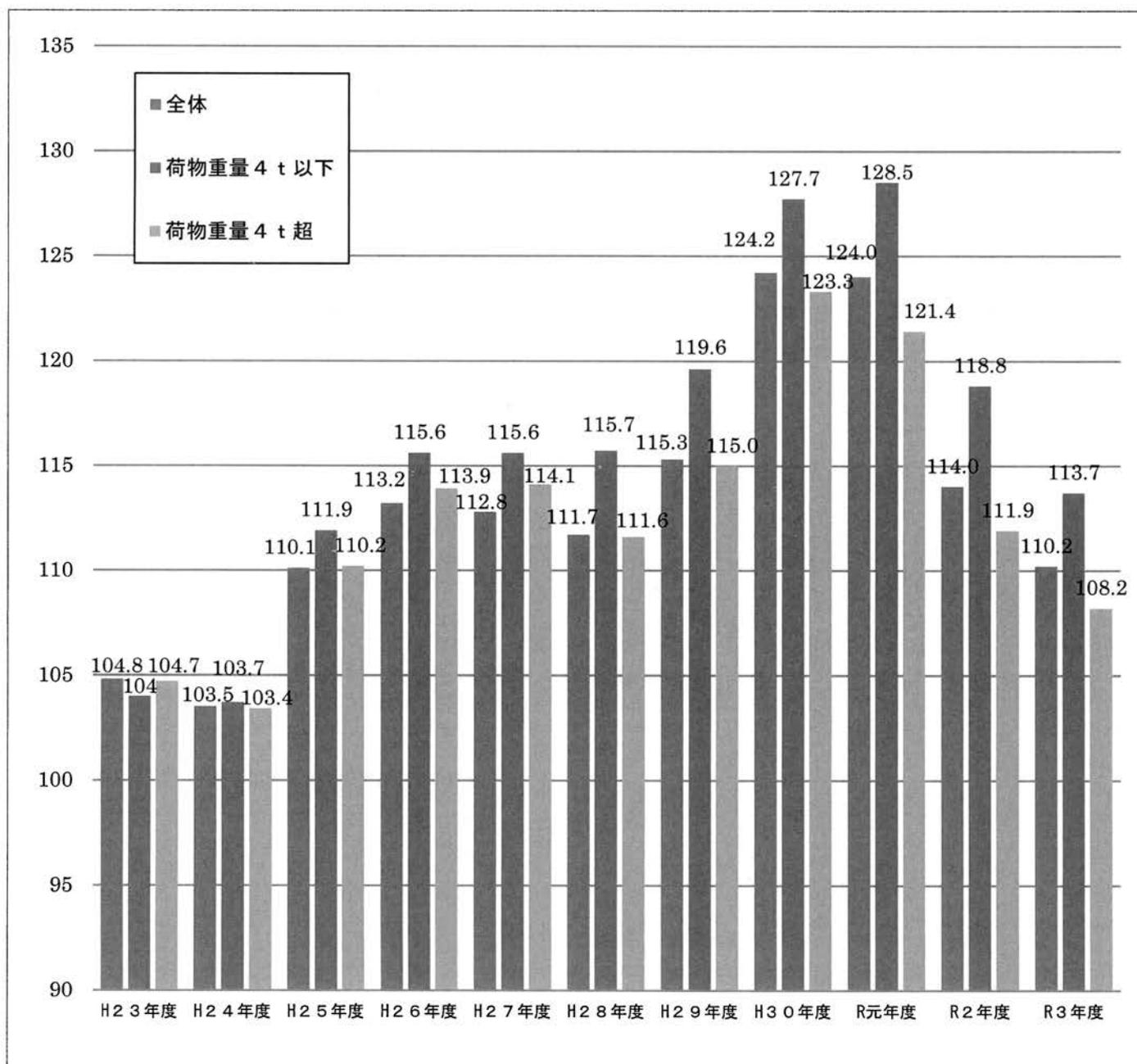
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116								



#### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	110.2
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	113.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	108.2

※令和3年度は7月末現在



### ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### ○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会  
経営改善事業部 金子・大橋・長嶋  
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会  
キット事業部 松井  
TEL03-3357-6068

令和 3 年 7 月 21 日

香川県交通安全県民会議委員・幹事 様

香川県交通安全県民会議  
会 長 浜 田 恵 造

令和 3 年「秋の全国交通安全運動」の実施について

日頃、交通安全対策の推進につきましては、格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、県民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るため、当県民会議主唱のもと、9 月 21 日（火）から 30 日（木）までの 10 日間、「歩行者優先 守るけん かがわ県」をスローガンに、次のとおり運動重点を定め、「秋の全国交通安全運動」を実施することとしております。

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

つきましては、別添「令和 3 年秋の全国交通安全運動香川県推進要綱」に基づき、関係機関・団体と緊密な連携のもとに、諸対策を効果的に推進していただきますようお願いします。

(問合せ先)

香川県危機管理総局くらし安全安心課  
交通安全推進グループ 美藤、西川、北村、曾根  
TEL 087-832-3231  
FAX 087-806-0244  
E-mail gz7107@pref.kagawa.lg.jp

令和3年

# 秋の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和3年9月21日(火)～9月30日(木)

9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

## 目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

## スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

## 運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

## 運動の推進要領

### ○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等と幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の高揚を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

### ○ 各推進機関・団体

- ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫を凝らして、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

### ○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や広報啓発活動を積極的に推進する。

## 効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

## 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

県市町及び県交通安全県民会議等は、本運動の実施にあたり、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

# 令和3年 秋の全国交通安全運動

## 運動重点と推進項目

### 重点1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

#### ○歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・ 横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知
- ・ 運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等の呼び掛け強化



#### ○歩行中の子供と高齢者の安全の確保

- ・ 子供と高齢者の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
- ・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ・ 通学路、未就学時を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ・ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・ 「ゾーン30」等による低速度規制と「スムーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策の推進



### 重点2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

#### ○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
- ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ・ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ・ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行
- ・ 自動車運送業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起



#### ○運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ・ 交通ルールの遵守と、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ・ 横断歩道での歩行者がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- ・ 運転者に対し、歩行者の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発



#### ○高齢運転者の交通事故防止

- ・ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称:サポカー）の普及啓発
- ・ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進



### 重点3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

#### ○自転車利用者自身の安全確保

- ・ 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の促進
- ・ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- ・ 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底



#### ○自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- ・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された場所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底



#### ○業務運転中の自転車の安全利用

- ・ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する歩行者への交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

### 重点4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

#### ○飲酒運転等の根絶

- ・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、地域、職域等における「飲酒運転を絶対にしない、させない」という規範意識の確立
- ・ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動や飲酒運転根絶宣言店登録の促進
- ・ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底



#### ○妨害運転の防止

- ・ 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
- ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

### 重点5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化



会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会  
会 長 楠 木 寿 嗣

## 「標準的な運賃」活用セミナー（応用編）開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、昨年度までの原価計算活用セミナーに準じたものとして、昨年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方を踏まえた原価計算や独自運賃表の作成、荷主との交渉方法を中心に学ぶ標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、コロナウィルス感染拡大等の状況により、中止になる場合がありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日時 令和3年10月13日（水） 13:30～17:00（受付13:00開始）
2. 場所 ホテルパールガーデン 新館 「インペリアル」 高松市福岡町2-2-1
3. 内容 ○「標準的な運賃」告示の背景・概要  
○「標準的な運賃」の届出方法  
○「標準的な運賃」検索・計算ツールの活用  
○荷主との交渉方法 など  
講師：日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 小坂 真弘 氏
4. 持参物 電卓（計算演習があるため）
5. 募集人数 定員50名（先着順。定員になり次第締め切ります。）
6. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、9月29日（水）までにお申し込みください。
7. 問合せ先 （一社）香川県トラック協会適正化事業課  
電 話 087-851-6381  
FAX 087-821-4974

以上

香川県トラック協会 適正化事業課 宛

FAX 087-821-4974

「標準的な運賃」活用セミナー（応用編） 参加申込書

会社名			
TEL	— —	FAX	— —
住 所			
参加者	(所属営業所)	(氏名)	

FAX 送信ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

セミナー日時、会場等

日時 令和3年10月13日(水) 13:30~17:00 (受付13:00開始)

場所 ホテルパールガーデン 「インペリアル」

※電卓をご持参ください。

セミナーに関するお問い合わせ先

香川県トラック協会 適正化事業課 電話：087-851-6381

〈縮 切 日〉 令和3年9月29日(水)

## 令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について 実施要領

(公社) 全日本トラック協会  
(一社) 香川県トラック協会

### 第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故につながることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故が急増しており、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

### 第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和3年9月1日（水）から9月30日（木）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、引き続き10月1日（金）から10月31日（日）までの1ヵ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

### 第3. 実施内容

#### 1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施

(3) 「DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知

香川県トラック協会 行き

FAX:087-821-4974

事業者名

令和3年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果票(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

## 令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

#### 3. 重点点検項目

- (1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

### 重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・ チャンバ (*トラックの み)	ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)		タービン・ロータの回転具 合等(メーカー指定)	

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

#### 4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

- (2) 重点点検実施対象事業者は、3. (1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3. (2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

- (3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。



事業者名				
	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
うち 12月点検	台	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
  - ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 [1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上]	必須記入		総走行距離別	初度登録年別			
		不適合	不具合別内訳件数					
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			クランプの取付状態	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
		台	クランプのゴムの劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。		クランプの取付状態	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		台	電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
			ホースの劣化	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
			接合部、クランプの緩み	件	100万km超	台	H23年以前	台
		台	エア漏れ	件				

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンパのロッドのストローク (3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。		ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降	台
制動装置のブレーキ・チャンパの機能 (12月)	① 規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンパのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ② ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③ 必要がある場合には、ブレーキ・チャンパを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	台	エア漏れ	件	50万km未満	台	H28年以降	台
		台	チャンパ・ロッド戻りの異常	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
		台	損傷・劣化	件	100万km超	台	H23年以前	台

(バスのみ)

非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。		開閉不良	件	50万km未満	台	H28年以降	台
車枠車体の損傷 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。		損傷	件	50超～100万km	台	H27～H24年	台
					100万km超	台	H23年以前	台
		台						
タービン・ロータの回転具台等 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。		シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件	50万km未満	台	H28年以降	台
					50超～100万km	台	H27～H24年	台
		台			100万km超	台	H23年以前	台

① 「保有台数」については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

輸支局等					定期点検報告様式				別紙 2	
台数	回収率									
大型バス(兼合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)	対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。		①点検整備作業終了後には、エンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。 ②フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのこじみや濡れがないかを確認する。 ※ 試運転時、マフラ、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。				
保有台数										
定期点検実施台数										
うち 12月点検										

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不適合箇所があっても1台と計上してください。

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

点検の実施方法		必須記							
1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上)		不適合	不具合別						
タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 パイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。			ホース・パイプの			50超～100万km	台		台
			クランプの取付状態	件		100万km超	台	H28年以前	台
			クランプのゴムの劣化	件		50万km未満	台	H28年以降	台
			クランプの取付状態	件		50超～100万km	台	H27～H24年	台
			電気配線の干渉	件		100万km超	台	H23年以前	台
			他の部分との接触	件		50万km未満	台	H28年以降	台
			ホースの劣化	件		50超～100万km	台	H27～H24年	台
			接合部、クランプの緩み	件		100万km超	台	H23年以前	台
			エア漏れ	件					
そのの						50万km未満	台	H28年以降	台
						50超～100万km	台	H27～H24年	台
						100万km超	台	H23年以前	台
そのの						50万km未満	台	H28年以降	台
						50超～100万km	台	H27～H24年	台
						100万km超	台	H23年以前	台
そのの						50万km未満	台	H28年以降	台
						50超～100万km	台	H27～H24年	台
						100万km超	台	H23年以前	台
そのの						50万km未満	台	H28年以降	台
						50超～100万km	台	H27～H24年	台
						100万km超	台	H23年以前	台
そのの						50万km未満	台	H28年以降	台
						50超～100万km	台	H27～H24年	台
						100万km超	台	H23年以前	台

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

(取りまとめ:〇〇運輸支局)

事業者名	
------	--

	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)	←対象は、車両総重量8 トン以上のトラックに限 る。
保有台数	台	台	

※ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H28年以降	台
50超～100万km	台	H27～H24年	台
100万km超	台	H23年以前	台

【重要】 ホイール・ナット緩み報告様式については、複数回実施も点検結果を1枚にまとめて報告してください。

ホイール・ナットの緩み報告様式

別紙 4

① 「保有台数」については点検実施時点での台数を記入してください。

保有台数	台	台	回収率	
		大型トラック (被牽引車) を除く		

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

③ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトナー・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトナー・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトナー・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H28年以降	台
50超～100万km	台	H27～H24年	台
100万km超	台	H23年以前	台

② 「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、緩みがあった台数を記入してください。  
ただし、複数輪及び複数のナットの緩みがあっても1台と計上してください。

香ト協発第44号  
令和3年9月1日

事業者 各位

(一社) 香川県トラック協会  
会長 楠木 寿嗣

## 令和3年度「引越基本・管理者講習」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当部会運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、引越利用者に対しますサービスのレベルアップを図ることを目的とした標記講習を下記のとおり開催致しますので、該当される方はご受講いただきますよう、ご案内致します。

なお、【引越基本講習】を修了していない方は、「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている【引越管理者講習】を受講する事ができませんので、連日の参加をお申込み下さい。

敬 具

### 記

#### 【引越基本講習】

1. 日 時 令和3年11月25日(木) 10時00分～16時00分  
受付9時30分～9時50分
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室  
香川県高松市福岡町3丁目2番3号 (TEL 087-851-6381)
3. 受講対象者 引越業務実務経験者(予定される方も含む)

#### 【引越管理者講習】

1. 日 時 令和3年11月26日(金) 10時00分～16時00分  
受付9時30分～9時50分
4. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室  
香川県高松市福岡町3丁目2番3号 (TEL 087-851-6381)
2. 受講対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方  
※平成30年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講が必要)になります。

#### 【申込方法】

別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和3年11月5日(金) 必着にてお申し込み下さい。

※ 上記講習会については、新型コロナウイルス感染症の状況次第で、急きょ延期、中止させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

なお、愛媛県トラック協会での講習(11/17 基本講習、11/18 管理者講習)受講希望の方は、香川県トラック協会(担当 脇)まで、お問い合わせ下さい。

# 引越基本講習

開催日時	令和3年11月25日(木) 10時00分～16時00分 受付 9時30分～9時50分迄
開催場所	香川県トラック総合会館 5階 大会議室 香川県高松市福岡町3丁目2番3号 TEL 087-851-6381
講習内容	引越業界の現状について／引越運賃・料金 標準引越運送約款等の知識 等
受講対象者	引越業務実務経験者(予定される方も含む)
申込締切	<u>《令和3年11月5日(金)必着》</u> FAX不可
申込方法	◆ 申込書 兼 受講票(別紙)に必要事項をご記入下さい。
受講定員	25名(定員になり次第締め切り)
当日持参物	◆ 筆記用具(講習の最後にテストを行いますので赤ペンもご持参下さい)
受講費	◇協会会員 : 無料(各県協会にて補助致します) ◇会員外 : 5,000円
申込先 (問合先)	〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2番3号 (一社)香川県トラック協会 担当:脇 TEL 087-851-6381

# 引越管理者講習

開催日時	令和3年11月26日(金) 10時00分～16時00分 受付 9時30分～9時50分迄
開催場所	香川県トラック総合会館 5階 大会議室 香川県高松市福岡町3丁目2番3号 TEL 087-851-6381
講習内容	改正標準引越運送約款について/家電4品目の処分について 紛失、毀損、遅延に係わる賠償の対応について【グループ討議】
受講対象者	① 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習修了者 ② 平成30年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講)が必要になります。 ※以前の受講日が不明な場合は、各県ト協にお問合せ下さい
申込締切	<u>《令和3年11月5日(金) 必着》 FAX不可</u>
申込方法	◆申込書 兼 受講票(別紙)に必要事項をご記入下さい。 ◆写真(別紙指定サイズ参照) ※ <u>指定サイズ以外の場合、修了証は作成されません。</u> ※修了証発行のため、事前に『申込書兼受講票』と『写真』をお送り頂きます様、お願い致します。
受講定員	25名(定員になり次第締め切り)
当日持参物	◆筆記用具 ◆名刺(15枚程度、グループ討議にて使用) ◆引越基本講習テキスト(基本講習で使用した平成31年4月発行のもの。テキストをお持ちでない方は会場にて配布致します。) ◆ <u>自社で使用している見積書(様式)</u>
受講費	◇協会会員 : 無料(各県協会にて補助致します) ◇会員外 : 5,000円
申込先 (問合先)	〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2番3号 (一社)香川県トラック協会 担当:脇 TEL 087-851-6381





## (2) 当日持参して頂くもの

- 筆記用具
- 修了証用顔写真

※上記指定サイズの写真をご用意下さい。(サイズ外だと修了証が作成できません。)

※写真の裏に必ず会社名、氏名、を記入し、指定サイズに切り取ってお持ち下さい。

(写真に凹凸がでないように注意！)

- 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

- 引越基本講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用したテキストをご持参下さい。

※平成31年4月以降発行のもの。テキストをお持ちでない方は当日テキストを配布いたします。

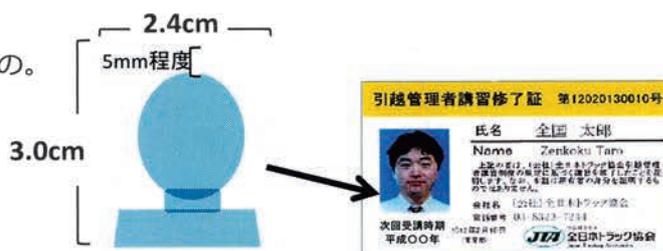
- 自社で使用している見積書**

※改正標準引越運送約款の説明の際に使用いたします。

## (3) 申込みに伴う注意点

【修了証用顔写真について】

- ・無帽無背景、かつ鮮明な写真。
- ・被写体は、申請者本人のみ、正面、肩口まで写っているもの。
- ・運転免許サイズ(縦：3.0cm×横：2.4cm)
- ・頭の上を必ず5mm程度空けること。
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの。
- ・白黒不可。



**顔写真は修了証作成に使用致します。**

顔写真は当日ご持参頂き、その場で修了証を作成致します。

その為、当日写真の提出がない場合、講習会受講をお断りする場合がございます。  
また、指定されたサイズ以外の写真は受付出来ませんのでご注意ください。

## 引越講習会における新型コロナウイルスへの対応について

(公社) 全日本トラック協会  
輸送事業部

新型コロナウイルス感染状況は全国的に拡大傾向にあるが、下記対策を徹底することにより、感染防止に十分配慮したうえで引越講習会を開催いたします。

なお、政府より「緊急事態宣言」やそれに準ずる要請があった場合には、急遽開催を延期または中止する可能性があることをご理解ください。

### ◆受講申し込みについて

- 感染防止(ソーシャルディスタンスの確保等)の観点から、開催会場の状況に応じて、受講人数に制限を設けていることもあるため、希望する会場での受講ができない可能性があります。
- 各会場の申込み状況については、各都道府県トラック協会にご確認ください。

### ◆当日の対応について

①以下に該当する場合参加を見合わせてください。

- 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域渡への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。  
(外務省 HP を参照ください) <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 受講当日、体調に違和感(※)がある方、または同居する家族等に体調不良者がいらっしゃる方。または保健所等から陽性者の“濃厚接触者”と連絡を受けている方。

※風邪の症状 / 過去 48 時間以内の発熱 / 倦怠感や息苦しさ  
くしゃみ・咳・痰 / 胸部不快感 / 味覚・嗅覚の違和感 等

②受付時の対応にご協力お願いいたします

- 非接触型温度計による検温を実施し、平熱以上の熱がある方は受講をお断りすることがあります。また、検温の結果に関わらず、咳やくしゃみ等、風邪症状が見受けられる場合も受講をお断りすることがあります。
- 受講にあたっては、マスク着用や手の消毒等、感染予防対策にご協力ください。
- その他、各会場においてトラック協会職員から指示があった場合には、指示に従ってください。

### ◆講習後の対応について

- 講習受講後に体調不良となった場合には、地元自治体のルールに従い保健所等へ連絡をしてください。
- その後、PCR 検査等により新型コロナウイルスへの感染が確認され、直近の行動歴等の調査があった場合には、当該講習会を受講していた旨を必ず報告するようお願いいたします。

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

人材確保セミナーのご案内  
～「新時代」に対応した人材の採用・定着～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会情勢が大きく変化し、先行きが不透明な中で、これからのトラック運送業界における人材確保への影響も懸念されるようになっており、今後の「新時代」における人材確保対策の検討が喫緊の課題となっております。

このような状況の中で、新時代に対応した人材の採用や定着に向けた職場環境の整備、また、働き方改革へ対応した実務等を内容とするセミナーを開催しますので、ご出席下さるようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 令和3年10月28日(木) 13時30分～16時30分
2. 開催場所 ホテルパールガーデン 「讃岐」
3. 内 容 (1)「新時代」における運転者人材の実態  
(2) 運転者人材等の採用  
・人材採用に向けた準備、効果的な求人(求人票の記載等)  
・人材採用の成功事例 ・新卒者、女性、高齢者の雇用促進  
(3) 人材が定着するための職場環境整備  
・人材定着のための成功事例  
(4) 働き方改革に対応した実務
4. 申 込 10月13日(水)までに、香ト協にお申込み下さい。
5. 注意事項 ■当日、発熱、咳症状など体調不良の方のご来場はお避け下さい。  
■来場者には、マスク着用・咳エチケット・手洗いを励行いただくようお願いいたします。

香ト協宛 FAX: 087-821-4974

トラック運送事業者のための人材確保セミナー申込書

会 社 名	役 職	氏 名

令和3年9月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第1366号(※)を基に実施し、対話式で実施する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いします。

敬 具

※ 国土交通省告示第1366号とは、

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項事項の規定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

令和3年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 237 回	令和4年1月 22 日（土） 9:00 ～ 12:00	ユープラザうたづ（坂出市） 綾歌郡宇多津町浜六番丁 88 番地

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第 238 回(AM)		年	小型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第 238 回(AM)		年	小型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第 238 回(AM)		年	小型

※ 香ト協（FAX 087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

令和3年9月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬 具

令和3年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第94回	9月25日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第95回	9月25日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第96回	10月23日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第97回	10月23日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)		年	小型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)		年	小型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第94回(AM)・第95回(PM)・第96回(AM)・第97回(PM)		年	小型

※ 香ト協 (F A X 087 - 821 - 4974) へ申し込みください。

令和3年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・16回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日

<初任運転者講習会>

<del>第1回</del> 令和3年 4月15日(木)	<del>第2回</del> 5月20日(木)
<del>第3回</del> 6月3日(木)	<del>第4回</del> 6月24日(木)
<del>第5回</del> 7月8日(木)	<del>第6回</del> 8月5日(木)
<del>第7回</del> 8月26日(木)	第8回 9月9日(木)
第9回 10月7日(木)	第10回 10月28日(木)
第11回 11月11日(木)	第12回 12月2日(木)
第13回 令和4年 1月20日(木)	第14回 2月3日(木)
第15回 2月24日(木)	第16回 3月24日(木)

<事故惹起運転者講習会>

<del>第1回</del> 令和3年 4月22日(木)	<del>第2回</del> 5月27日(木)
<del>第3回</del> 7月15日(木)	第4回 9月16日(木)
第5回 11月25日(木)	第6回 令和4年 1月13日(木)
第7回 3月10日(木)	

2. 開催時間 9:30～17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合HPで「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい
7. 証 明 書 受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具をご持参下さい。  
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

## 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月15日 (木)	終了	5月20日 (木)
終了	6月3日 (木)	終了	6月24日 (木)
終了	7月8日 (木)	終了	8月 5日 (木)
終了	8月26日 (木)		9月 9日 (木)
	10月 7日 (木)		10月28日 (木)
	11月11日 (木)		12月 2日 (木)
	令和4年 1月20日 (木)		2月 3日 (木)
	2月24日 (木)		3月24日 (木)

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月22日 (木)	終了	5月27日 (木)
終了	7月15日 (木)		9月16日 (木)
	11月25日 (木)		令和4年 1月13日 (木)
	3月10日 (木)		

※開講時間は、9：30～17：00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。  
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
1		昭和 平成	年 月 日

### ○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

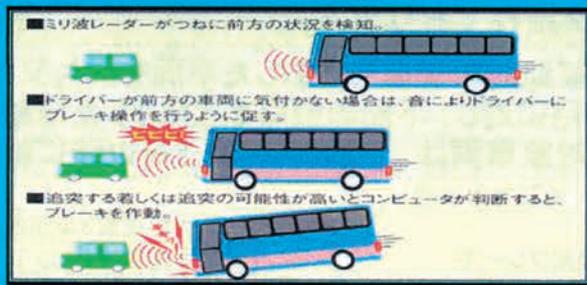
※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

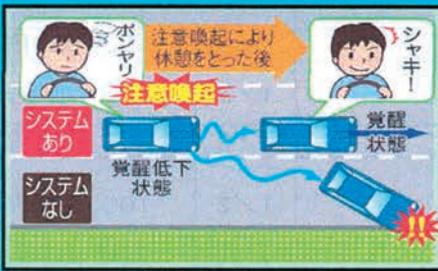
# ASV技術の安全効果について

## 衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突の危険性が高まったら、音により警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

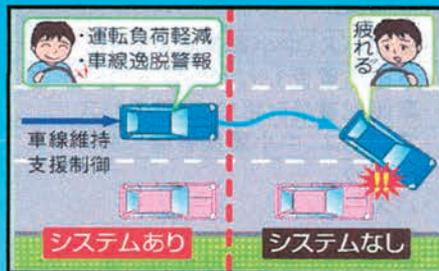


## ふらつき注意喚起装置



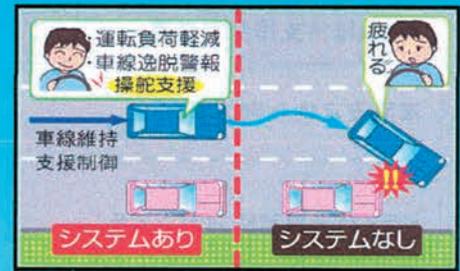
運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起します。

## 車線逸脱警報装置



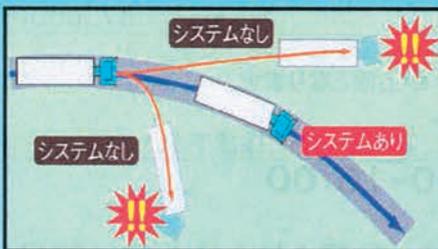
走行車線を認識し、車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

## 車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

## 車両安定性制御装置



急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。

## ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両は自動的に停止します。

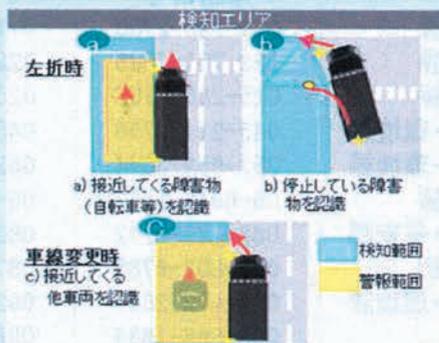
## 先進ライト



前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

## 側方衝突警報装置

左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。



## 統合制御型可変式速度超過抑制装置

峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限します。



ASV(先進安全自動車)に関する情報はこちら

ASV 先進安全自動車

# ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、補助を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合に、当該装置に係る費用に対し、下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和3年4月1日以降に新車新規登録されたものとなります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量12t以下のバス		150,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	100,000円
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	50,000円
		・車両総重量12t以下のバス ・タクシー		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
③	車両安定性制御装置	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量5t超12t以下のバス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	ドライバー異常時対応システム	・トラック	1/2	100,000円
		・バス ・タクシー		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	先進ライト	・車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラック含)	1/2	100,000円
		・バス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑥	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	50,000円
		・バス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑦	統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円

- ・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)150,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 が上限となります。
- ・中小事業者とは、資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の事業者のことをいいます。
- ・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請の詳しい内容については、募集要領をご確認下さい。

●申請期間:令和3年8月2日(月)～令和3年11月30日(火) 9:00-16:00

補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。

●申請方法:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類の持ち込み又は郵送。  
若しくは、電子申請システム「jGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp>)」による電子申請。

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O1asv/esc\\_03.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O1asv/esc_03.html))

## 補助金申請に関する主な注意点

- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。
- ・上記②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。

### 補助金交付申請の受付窓口・問い合わせ先

運輸局・支局名	部課名	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	自動車技術安全部技術課	011-290-2753	011-290-2705
東北運輸局	自動車技術安全部技術課	022-791-7535	022-299-8872
北陸信越運輸局	自動車技術安全部技術課	025-285-9155	025-285-9175
関東運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	045-211-7256	045-201-8813
中部運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	052-952-8044	052-961-0664
近畿運輸局	自動車技術安全部技術課	06-6949-6452	06-6949-6459
中国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142	082-228-9148
四国運輸局	自動車技術安全部技術課	087-802-6785	087-802-6787
九州運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	092-472-2546	092-472-2916
沖縄総合事務局	運輸部陸上交通課	098-866-1836	098-860-2369

# デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

申請期間は、(1次募集)令和3年8月16日(月)～9月17日(金)

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)令和3年10月4日(月)～11月30日(火)

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

## 補助内容

対象機器	対象経費	補助率(※2) (括弧内は1台あたりの補助上限)
デジタル式運行記録計	車載器	車載器本体等 1/3 (3万円)
	事業所用機器	分析ソフト等 1/3 (10万円)
映像記録型ドライブレコーダー	車載器	車載器本体等 1/3 (2万円※1)
	カメラ	カメラ(※3)等 1/3 (5千円)
	事務所用機器	分析ソフト等 1/3 (3万円)

※1 一般乗合旅客自動車(高速乗合バスを除く。以下「路線バス」という。)については2万5千円

※2 デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円(路線バスは5万5千円)、事業所用機器13万円

※2 路線バスは2万5千円

※3 路線バスに追加で装着し、車内の状況を撮影するものに限る

(注意)1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。

2. 1申請者あたり80万円を限度に、上記補助額による交付を行います。

3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

## 対象機器

### ◎デジタル式運行記録計◎

・国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計

### ◎映像記録型ドライブレコーダー◎

・国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー

## 申請期間と申請方法

- 申請期間:(1次募集)2021年8月16日(月)~9月17日(金)

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ  
(2次募集)2021年10月4日(月)~11月30日(火)

- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

**注意** 補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL:<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

・郵送による提出は認められません。

**注意** ・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

- 申請書類

窓口持込みの場合:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。  
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

電子申請の場合:電子申請マニュアルを参照ください。

## 申請の流れと申請書類

### ① 交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、上記申請方法により交付申請書兼実績報告書を提出してください。

### ② 交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より交付決定及び額の確定通知が届きます。

### ③ 補助金振込

## 注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完してください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げてください、以後の申請を受理しない場合があります。

# 過労運転防止のための機器導入に対する 補助制度が開始されます

**申請期間は令和3年8月16日(月)～11月30日(火)**

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

## 補助内容

### ○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

### ○対象経費

上記機器及び付随する機器(情報が記録できる電子媒体等)の導入に係る経費  
※パソコン、プリンター、スマートフォン等は補助対象外

### ○補助率

取得に要する経費の1/2

※②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器及び④運行中の運行管理機器については、機器等に上限額がある場合がございます。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、交付を行います。
  3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
  4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

## 対象機器

### ○国土交通大臣が選定した機器

## 申請期間と申請方法

●申請期間:2021年8月16日(月)～11月30日(火)

●受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

**注意** 補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

●申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

**注意** ・郵送による提出は認められません。

・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

●申請書類

窓口持込みの場合:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。  
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

電子申請の場合:電子申請マニュアルを参照ください。

## 申請の流れと申請書類

### ①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、上記申請方法により交付申請書兼実績報告書を提出してください。

### ②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より交付決定及び額の確定通知が届きます。

### ③補助金振込

## 注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完してください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。

# 社内安全教育の実施に対する 補助制度が開始されます

**申請期間は令和3年8月16日(月)～9月17日(金)**

国土交通省では、自動車運送事業者が、専門的な知見を有する外部の専門家によるコンサルティングを受けることにより、事業者の安全意識が向上することで効果的な安全対策を実施し事故を減少させることを目的として、以下の要件を満たすコンサルティングに対し、経費の一部を補助する制度を実施いたします。

## 補助内容

- 補助対象  
国土交通大臣が認定したコンサルティングの実施
- 対象経費  
国土交通大臣が認定したコンサルティングに係る経費
- 補助率  
コンサルティングの活用にあつては経費の1/3

- (注意) 1. コンサルティングの契約日は補助金交付申請書の提出日以降であり、かつ、令和4年1月21日までに完了するものが対象となります。
2. 1申請者あたり100万円を限度に、交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

## 申請期間と申請方法

- 申請期間: 2021年8月16日(木)～9月17日(金)
- 受付時間: 平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

**注意**

補助金の申請受付期間中の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

**注意** ・郵送による提出は認められません。

・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

## ●申請書類

窓口持込みの場合:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。  
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

電子申請の場合:電子申請マニュアルを参照ください。

## 申請の流れと申請書類

### ①交付申請書の提出

上記申請方法により、交付申請書を提出してください。

### ②交付決定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定通知が届きます。

### ③コンサルティング実施

### ④実績報告書の提出

コンサルティングが完了した日から30日以内(ただし、最終受付日は令和3年2月21日)に提出して下さい。

### ⑤額の確定通知の送付

国土交通省より額の確定通知が届きます。

### ⑥補助金振込

## 注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完してください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。

## 令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化した

ところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、  
「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」  
を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして  
「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」  
を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2 スローガン

全体（主）スローガン：

・向き合おう！ ころとからだの 健康管理

副スローガン：

・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
  - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
  - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 高齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
    - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
    - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
  - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
  - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(ケ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (d) じん肺健康診断の着実な実施
  - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
  - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
  - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
  - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
    - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
    - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
  - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号) に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

# 香川 NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



## 働き方改革説明会

2019年から働き方改革関連法は順次施行され、2024年には猶予業種への適用も開始します。これから適用される業種はもちろん、施行済み業種の方もぜひご参加ください。

	日程	時刻	場所
一般業種 ※猶予業種以外	令和3年9月28日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
	令和3年10月28日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
	令和3年11月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和3年12月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年2月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年2月	未定	会場未定
	令和4年3月	未定	オンライン (ZOOM)
トラック	令和3年10月5日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
	令和3年11月	未定	会場未定
	令和3年12月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
	令和4年2月	未定	会場未定
	令和4年2月	未定	オンライン (ZOOM)
タクシー	令和3年11月	未定	会場未定
	令和3年12月	未定	オンライン (ZOOM)
バス	令和3年10月13日	14:00~16:30	サンポートホール高松 54会議室

※説明会は事業場所在地にかかわらず参加いただけます

[裏面詳細](#)

# 説明会の対象

- 一般業種** 適用猶予業種（建設業、自動車の運転業務、医師）以外の業種が対象
- トラック** 労働時間上限規制が適用猶予中であるトラックの運転業務を行う事業場が対象
- タクシー** 労働時間上限規制が適用猶予中であるタクシーの運転業務を行う事業場が対象
- バス** 労働時間上限規制が適用猶予中であるバスの運転業務を行う事業場が対象

## オンライン説明会について

オンライン説明会はZOOMを使用します。  
対応する端末からアプリをダウンロードしてご参加ください。

### パソコン

<https://zoom.us/> から  
『サインアップは無料  
です』をクリックして  
手順を進めてください。



### iPhone

APP StoreからZOOM  
のアプリをダウン  
ロードしてくださ  
い。



### android

Google Playストアか  
らZOOMのアプリを  
ダウンロードしてく  
ださい。



# お申し込み案内



### WEB

以下のアドレスからお申込みください  
http: 未定

### E-mail

このリーフレットの「働き方改革関連法に関する説明会申込書」を  
ご記入のうえ、写真やスキャンデータを以下のメールアドレスまで  
送信してください。

E-mail:hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp



### FAX

このリーフレットの「働き方改革関連法に関する説明会申込書」を  
ご記入のうえ、以下の番号へFAXしてください。

FAX:03-5577-4735

## 働き方改革関連法に関する説明会申込書

会社名		申込者名	
電話番号		申込人数	1名・2名 (1事業場あたり2名まで)
E-mail			
申込日程	令和____年____月____日 会場：_____(香川局)		

大原出版(株) 働き方改革関連法説明会事務局

☎ 03-5577-4710 (質問/お問い合わせ)  
受付 平日10:00~17:00

FAX : 03-5577-4735

E-mail : hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp

令和3年度 36協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業 厚生労働省委託事業

令和 3 年 8 月 5 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
香川県支部長 殿

香川労働局労働基準部健康安全課長

### 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（別紙）。

例年、熱中症の発生は 7 月から 8 月にかけて急増するところですが、今般、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

参考 1 リーフレット：

「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

参考 2 リーフレット：

「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf>

## 熱中症による月別の労働者死傷病報告数（令和2年、令和3年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累計数			
令和3年 ※同年7月末時点の 速報値	9 (1)	26 (0)	55 (2)	90 (3)			
令和2年 ※同年7月末時点の 速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)	8月	9月	10月 以降
令和2年 ※確定値	18 (1)	85 (0)	115 (4)	218 (5)	651 (16)	84 (1)	6 (0)

- 令和3年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。
- 令和2年8月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
  - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
  - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
  - ※ 休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

## （参考）令和2年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年を上回り、959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の4割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業7人、製造業が6人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

**登録料・購読料は無料**です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

## お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>  
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。  
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ  
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管  
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部  
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



## 会員名簿の変更等について

3年9月1日

当協会発行の会員名簿(令和3年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
10	ペガクルス物流(有)	【 代表者 】 西川 真砂子
12	(株)エイシン	【 入 会 】 代 表 者: 北谷 侑也 所在地 〒761-8003 香川県高松市神在川窪町112-7 TEL(087)880-2353 FAX(087)880-5412
12	(株)K・I物流	【 入 会 】 代 表 者: 池田 浩司 所在地 〒761-1402 香川県高松市香南町由佐516-1 TEL(087)814-6720 FAX(087)814-6721
28	H-job(株)	【 入 会 】 代 表 者: 林 陽子 所在地 〒761-2407 香川県丸亀市綾歌町富熊32-1 TEL/FAX (0877)89-0182
34	サカシード運輸(株) 香川営業所	【 入 会 】 代 表 者: 井上 昌治 指定代表者: 安藤 歩 所在地 〒765-0022 香川県善通寺市稲木町1235 TEL(0877)85-8595 FAX(0877)85-8597

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。